

厚生労働大臣提出資料

令和8年3月23日

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

賃上げ環境整備に向けた厚生労働省の主な取組

- 賃上げに向けた環境を整備するため、厚生労働省として主に以下のような取組を行っている。

1. 地方版政労使会議

- 令和7年度も（令和5年度・6年度に続き）「賃金引上げに向けた取組」を主なテーマに、全都道府県において、政労使のトップに参加を要請し開催。

2. 賃上げ支援助成金パッケージによる支援

- 生産性向上（設備・人への投資等）への支援、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等への支援を通じた、労働市場全体の賃上げを支援する各種助成金による支援。

※ 令和7年度は、業務改善助成金、キャリアアップ助成金（正社員化コース、賃金規定等改定コース）、働き方改革推進支援助成金、人材開発支援助成金、人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）、特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）、早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）、産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）

- 賃上げ支援助成金パッケージのチラシや、省庁横断的に支援施策を掲載したリーフレット等を活用し、都道府県労働局・労働基準監督署を通じて事業主等に周知。



3. 関係省庁と連携した、価格転嫁等の取引適正化の徹底

- 地方版政労使会議において、官公需における価格転嫁の取組や取適法・振興法・労務費転嫁指針を周知。
- 令和7年6月以降、労働基準監督署から企業に対し、労務費転嫁指針等を活用しつつ、賃金引上げに向けた検討を行うよう働きかけ。

4. リ・スキリングによる能力向上支援を行うとともに、職業情報等の見える化等の推進を通じて高い生産性や高い処遇の職への労働移動を支援し、労働生産性の向上を推進

令和7年度の地方版政労使会議の開催状況

「賃金引上げ」に向けた取組を主たるテーマとし、春季労使交渉本格化前の1月、2月を中心に全都道府県で開催。

周知施策

- **賃上げ環境整備の支援策**（厚生労働省）
※「賃上げ」支援助成金パッケージ、リスキリング等
- **取引適正化の好事例**や**生産性向上に向けた支援策**等（中小企業庁）
- **取適法・振興法、改正労務費転嫁指針**（公正取引委員会）
- **警備業を含む省力化投資促進プラン**（警察庁を含む関係省庁）
- **官公需における価格転嫁の取組**（内閣官房）
- **各府省等の契約の適切な価格転嫁**の推進に向けた取組（財務省）
- **地方公共団体の発注の適切な価格転嫁**の実現に向けた取組（総務省）
- **重点支援地方交付金**（内閣府）
- 地方公共団体による各種支援策（各地方公共団体）
※ 重点支援地方交付金を活用した施策を含む。

会議における主な発言内容

- **物価上昇に負けない賃上げ**をしっかりとやっていかなければならないということを**共通の認識とすることができた**。
- 賃上げはまだまだ防衛的側面があるが、**生産性向上と収益力強化が重要**であり、**行政の継続的支援をお願い**したい。
- 価格転嫁については、取適法が施行されたが、**取引の場はもちろん消費者に対しても周知広報をお願い**したい。

開催状況

3月23日現在、46都道府県で開催。

12月19日	○徳島	1月27日	○富山	2月6日	○埼玉
12月23日	○石川	1月29日	○栃木	2月9日	○福島
12月24日	岐阜	1月29日	○山梨	2月9日	○長野
1月13日	○青森	1月29日	○京都	2月9日	○島根
1月15日	○熊本	1月29日	○広島	2月10日	○岩手
1月16日	○福岡	1月29日	長崎	2月10日	○愛知
1月19日	○沖縄	1月30日	○群馬	2月10日	○滋賀
1月20日	○岡山	1月30日	○奈良	2月12日	○三重
1月20日	○香川	1月30日	○大分	2月13日	茨城
1月22日	宮城	2月2日	秋田	2月16日	愛媛
1月22日	福井	2月2日	○山形	2月16日	○宮崎
1月23日	○北海道	2月2日	○東京	2月17日	○高知
1月23日	○千葉	2月2日	○神奈川	2月19日	○新潟
1月23日	○静岡	2月2日	○鳥取	3月9日	○佐賀
1月23日	大阪	2月3日	○兵庫	3月24日	○山口
1月26日	○鹿児島	2月5日	○和歌山		

※ 知事出席は○（39か所）、共同宣言の採択等（28か所）は下線付。2

令和8年度当初予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部 = R 8 当初予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【21億円】

拡充

※令和7年度補正予算額352億円

最低賃金の引上げに対応するため、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

- 助成率の区分を見直し、賃金引上げ額を3コース制に再編、募集時期の重点化、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から事業場内最低賃金が令和8年度地域別最低賃金未滿の事業場に対象を拡充

働き方改革推進支援助成金 【101億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成

- 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を5%又は7%増加させた場合の加算額を拡充

人材開発支援助成金（人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスクリング支援コース） 【533億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

- 事業展開等リスクリング支援コースにつき、訓練修了後、労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合に助成（中小企業のみ対象）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

拡充

【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

- 対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算に加え、①雇用環境を整備し対象労働者の賃金を7%以上増加させた場合の加算、②雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を3%以上増加させた場合の加算を新設

非正規雇用労働者の処遇改善

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）

拡充

【554億円】

- ①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成
- 正社員化コースにつき、非正規雇用労働者に係る情報開示を新たに行った場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れたうえで、賃金を雇入れ前と比較して5%以上上昇させた事業主に助成

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）【10億円】

拡充

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成

- 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、雇入れ前の賃金と比較して5%以上上昇させた場合に助成するほか、生産性の向上や会社全体の賃金の底上げに取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【1億円】

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行うとともに、出向復帰後の賃金を出向前と比較して5%以上上昇させた場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対し助成